

石巻市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和2年1月6日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 矢川昌宏

石巻市監査委員 安倍太郎

- 1 監査対象部課等 生活環境部
環境課、廃棄物対策課、最終処分場建設推進室、市民課、渡波支所、
稲井支所、萩浜支所、蛇田支所及び生活環境部所管の行政機関
- 2 監査期間 令和元年10月7日から同年12月27日まで
- 3 監査対象範囲 令和元年度一般事務及び財務に関する事務の執行
(令和元年9月30日現在)
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 令和元年度一般事務及び財務に関する事務の執行について、事
務処理状況を試査したところ、特に指摘事項は認められませんでした。
なお、軽微な誤り等については、別途指導しました。